

地方独立行政法人大阪市民病院機構eラーニングシステム仕様書

1. 件名

eラーニングシステム使用

2. eラーニングシステムの仕様・機能

提供するeラーニングシステムは、以下の仕様・機能を有すること。

(1) 使用環境

使用環境は、アクセス制限機能（ID及びパスワード制限等）を有するウェブアプリケーションにより、発注者がアップロードした動画及び問題集を一覧表示して、受講者が閲覧することが可能な管理ツールであること。

(2) アップロード、トランスコード機能

発注者がブラウザ上からアップロードした動画を自動的にトランスコードし、トランスコードした動画を管理できること。

①利用できる動画ファイル形式は、MP4、WMV、MOVとする。

②トランスコード形式は、MP4とする。

(3) 管理画面機能

①動画情報及び問題集情報（タイトルの名称、内容説明等）を入力、管理できること。

②受講者の所属部署や雇用形態等によりグルーピングできること。

③登録されたタイトルの一覧表示ができること。

④不要となった動画ファイルの削除が簡単に行えること。

⑤登録可能IDは2,000以上とすること。

(4) 配信機能

マルチデバイス（PC、スマートフォン（アンドロイドOS、iOS））に対応すること。

(5) プレイヤー機能

①視聴制限機能（早送り、巻き戻し、一時停止等の制限）を有していること。

②問題集等との二画面表示ができること。

(6) アクセスログ機能

ウェブ上から以下の項目のログ参照やレポート形式での出力、CSV形式でのダウンロードが可能なこと。

①総アクセス数

②タイトル別受講回数

③部署別受講者数

(7) サーバー条件

ディスク容量は、500MB以上とすること。

(8) 配信方式

配信方式は、オンデマンドによるストリーミング方式とすること。

3. 契約期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日まで

業務が問題なく履行されれば、平成34年3月31日まで単年度ごとに契約を自動更新するものとする。

4. その他

仕様がない事項または仕様について生じた疑義については、発注者の指示に従い、解決すること。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 市立総合医療センター総務部総務課）へ報告しなければならない。

（1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき

（2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 市立総合医療センター総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 市立総合医療センター総務部総務課の連絡先：
06-6929-3569

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。